いばらき観光マイスターロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別紙1に定めるいばらき観光マイスター(以下、「観光マイスター」とする。)のロゴマークを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用範囲)

- 第2条 ロゴマークを使用することができるのは以下の場合とする。
 - (1) 茨城県観光物産課(以下,「観光物産課」とする。)が使用するとき。
 - (2) 観光マイスターが使用するとき。
 - (3) その他観光物産課が適当と認めるとき。

(使用の制限)

- 第3条 ロゴマークを使用する際に、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、使 用を認めない。
 - (1) 観光マイスターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (2) 営利を目的として使用するとき。
 - (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定の個人,政党,宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え,又は与えるおそれがあるとき。
 - (5) その他観光物産課が不適当と認めたとき。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、観光物産課に別紙2を提出することとする。

(使用の際の遵守事項)

- 第5条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 提供を受けたデータを改変しないこと。(サイズの変更は除く。)
 - (2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

附則

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

別紙 1

いばらき観光マイスター



いばらき観光マイスターS級



いばらき観光マイスターロゴマーク使用に係る届出書

茨城県観光物産課長 殿

申請者 住所 氏名

いばらき観光マイスターロゴマーク使用要領第4条に基づき、以下のとおり届け出ます。

使用するロゴマーク の区分(いずれかに ○を記入)	観光	マイスク	ў — •	観光	マイスク	ターS級
使用目的						
使用期間	年	月	日から	年	月	日まで
連絡先	電話: メールア	ドレス:				